

四日市市上下水道局管理規程第5号

四日市市浄化槽法施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市浄化槽法施行規程の一部を改正する規程

四日市市浄化槽法施行規程（平成20年上下水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（廃止の届け出）</u></p> <p><u>第7条 法第11条の2の規定による報告は、廃止の日から30日以内に、浄化槽廃止届出書（第5号様式）を事業管理者に提出することにより行うものとする。</u></p>

第5号様式を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。